

# 平成31年度負担金について

平成31年4月

一般財団法人東北貸切バス適正化センター

# 平成31年度 負担金について

平成31年度の負担金納付通知書(請求書)は、4月下旬に発送を予定しております。  
平成29年度・平成30年度同様、平成31年度も引き続き事業者の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。  
一般財団法人 東北貸切バス適正化センター

## 負担金の算出方法(基準日:平成31年2月1日)

1両あたり 事業活動費支出額 × 55% ÷ 車両総数 = ①

1営業所あたり 事業活動費支出額 × 45% ÷ 営業所総数 = ②

(①×当該事業者の車両総数) + (②×当該事業者の営業所総数) = 当該事業者の負担金の額

※東北貸切バス適正化センター「事業活動費」のうち、55%を車両数で按分、45%を営業所で按分しています。

参考：平成31年度は ① 1両あたり一カ年 5,880円 ② 1営業所あたり1カ年 45,600円

## 負担金の納付方法

原則、1カ年の負担金の「一括納付」をお願いします。

なお、東北においては、分割納付を希望する場合は、1カ年の負担金を四半期ごとの分割による負担金の額を等分し、納付することができます。(等分の場合、10円未満の端数は切り上げとなります。)

## 負担金の増額について

- 指導員増、巡回指導実施の営業所を毎年度段階的に増やすことにより、人件費・旅費交通費・車両費などが増加しております。
- 平成30年度は248営業所に巡回指導にお伺いいたしました。平成31年度は362営業所への巡回指導を計画しております。

・負担金の額は、その事業年度ごとに理事会の決議、諮問委員会に諮問、評議員会の承認を得て、東北運輸局の認可が必要です。

・現在の計画では、平成33年度まで巡回指導実施営業所数の増加にともない指導員増による人件費及び旅費交通費、車両費等の増加による負担金の額の増加が見込まれます。

・平成34年度以降も、基準日での営業所数・車両数の増減により、負担金の額が変更となります。

- ・平成29年度 86営業所実施(全営業所の15%)
- ・平成30年度 248営業所実施(全営業所の45%)
- ・平成31年度 362営業所実施予定  
(全営業所の68%)



適宜、指導員を増やして、巡回指導実施率を上げていきます。

- ・平成33年度(予定)指導体制の整備完了  
全営業所実施(100%)

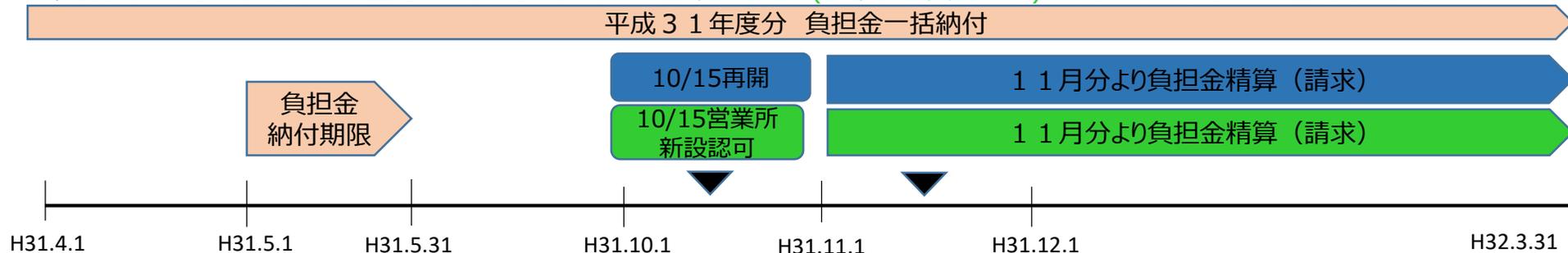
# 平成31年度 負担金の精算

## 負担金の精算(請求・還付)

年度途中で事業計画の変更を生じた場合には、負担金の精算を行う場合があります。詳しくは、東北貸切バス適正化センターへお尋ねください。

(例1：負担金の精算(請求)を行うケース)

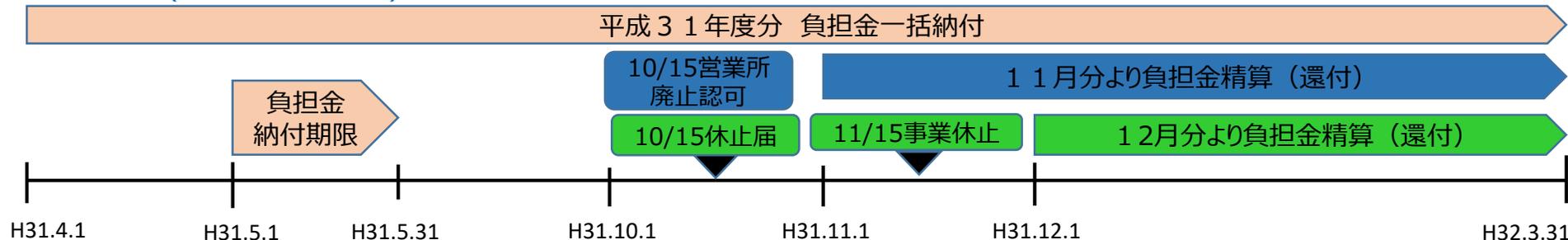
- ・事業を再開した場合は、再開した翌月分から請求します。
- ・営業所を新設(事業計画変更認可)した場合は、認可のした翌月分から精算します。



年度途中で事業計画の変更を生じた場合には、負担金の精算を行う場合があります。詳しくは、当センターへお尋ねください。

(例2：負担金の精算(還付)を行うケース)

- ・営業所の廃止(事業計画変更認可)した場合は、廃止した翌月分から還元します。
- ・事業を休止した場合は、事業休止した翌月分から精算します。



(例3：負担金の精算を行わないケース)

適正化事業区域内（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）で、以下の変更があったとき。

営業所における事業用自動車の数の変更

# 平成31年度負担金の納付方法等について

## 《負担金納付の流れ》

負担金の額及び徴収方法の認可(H31.3.19認可)

負担金の請求（請求書郵送）H31.4下旬※  
 納付期限（一括:5月末日、分割:5月・8月・11月・2月末日）  
 ※分割納付の場合は四半期ごとに請求書を別途送付します。

未納付（納付期限の翌日から延滞金（年利14.6%））

納付（銀行振込）

督促の実施（郵送等により2回以上）

国への報告

国による納付命令

- ・命令前に負担金納付の有無を最終確認
- ・納付期限（通知翌日から10日～1ヶ月後）

（命令に従わない場合）

納付命令による納付期限後

- ・行政処分前に負担金納付の有無を最終確認
- ・行政処分（初違反：60日車）

※行政処分後も納付されない場合

行政処分後、国による再納付命令

- ・再命令前に負担金納付の有無を最終確認
- ・納付期限（通知翌日から10日～1ヶ月後）

（再命令に従わない場合）

再納付命令による納付期限後

- ・行政処分前に負担金納付の有無を最終確認
- ・行政処分（再違反：許可取消）

請求書 平成〇〇年〇〇月〇〇日

〒〇〇〇-〇〇〇〇  
 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇  
 〇〇〇〇〇株式会社 殿

一般財団法人  
 東北貸切バス適正化センター

負担金の単価			事業者情報		
年額	営業所1カ所あたり	45,600円	営業所の数	●カ所	
	事業用自動車1台あたり	5,880円	事業用自動車の数	●台	
四半期額	営業所1カ所あたり	11,400円	@営業所	45,600円 × ● =	円
	事業用自動車1台あたり	1,470円	@事業用自動車	5,880円 × ● =	円
			合計		円

請求額 平成●●年度負担金 ¥ 円

納付方法		納付期限	
① 一括納付	円	平成 年 月 日	
② 四半期ごと納付(第●四半期)	円	左記の①～②から負担金の納付方法を自由に選択できます。納付方法を選択のうえ、納付期限までに負担金を納付して下さい。	

振込先銀行口座  
 □□□銀行 △△△支店  
 普通預金 ●●●●●●●●  
 一般財団法人 東北貸切バス適正化センター  
 ザイ)トウホクカシキリバステキセイカセンター

振込手数料は、振込人においてご負担いただきますようお願いいたします。  
 振込人は事業者名でお願いします。

備考  
 適正化事業負担金の請求につきましては、道路運送法第43条の15第2項の規定に基づき認可された平成●●年度適正化事業に係る負担金の額及び徴収方法によるものです。  
 一般財団法人 東北貸切バス適正化センター  
 所在地 宮城県仙台市宮城野区五輪1丁目6-6  
 ネイヴ・シオミ五輪202号  
 電話 022-357-0681